

外部理事の登用について

令和 3年10月 1日
学 長 裁 定

国立大学法人新潟大学は、外部の多様な経験と知見を有する人材に学長を補佐させ、本学の経営に資することを目的として、以下の観点から外部理事を登用する。

1. 教育及び学術研究に高い識見を有し、本学の業務を適切に掌理する能力を有する者
2. 企業経営に高い識見を有し、本学の業務を適切に掌理する能力を有する者
3. 教育行政及び大学法人経営に高い識見を有し、本学の業務を適切に掌理する能力を有する者
4. その他本学が必要とする分野・属性において高い識見を有し、本学の業務を適切に掌理する能力を有する者